

嘉麻市長 様

嘉麻市移住支援金交付申請書

嘉麻市移住支援金交付規程第5条に基づき、関係書類を添えて、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ			生年月日
氏名	※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。		年 月 日
住所	〒	電話番号	(固定)
			(携帯)
メールアドレス			
転入年月日	年 月 日	就業年月日 (就業の場合のみ記載)	年 月 日

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯	単身	世帯		
世帯の場合は同時に移住した家族の人数 (1の申請者は含まない)		人		
上記のうち18歳未満の者の人数		人		
移住元区分 ※転入前の10年間のうち、「通算5年以上かつ直近で連続して1年以上」を満たす居住地等の区分 (該当する欄に○を付けてください)	① 東京23区在住者			
	② 東京23区在勤者（東京23区へ通勤する①以外の東京圏在住者）※東京圏：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県			
	③ ①及び②以外の東京圏在住者			
	④ ①～③を除く三大都市圏（東京圏、名古屋圏及び大阪圏）在住者 ※名古屋圏：岐阜県、愛知県及び三重県 大阪圏：京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県			
	⑤ ①～④以外の県外在住者			
移住支援金の種類 (該当する欄に○を付けてください)	就業 (一般)	就業 (専門人材)	就業 (人材確保困難職種)	就業 (自営農林漁業)
	テレワーク (一般)	テレワーク (体験事業参加者)		関係人口

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙「嘉麻市移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書」に記載された内容について	A. 誓約・同意する	B. 誓約・同意しない
申請日から5年以上継続して、嘉麻市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業・起業の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） ※ただし、就業（専門人材）、就業（自営農林漁業）は除く 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 嘉麻市への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である
（関係人口の場合のみ記載） （東京からの移住者） Aに該当する場合、（ア）と（イ）双方の該当する項目にも○をつけてください。	A. 該当する	B. 該当しない
	<p>（ア）対象者の要件（次のいずれか）</p> <p>① 申請日から遡って1年以内に、住所及び氏名を明らかにした上で移住相談会に参加し、又は嘉麻市を訪問して移住相談を行った実績がある。</p> <p>② 申請日から遡って5年以内に、嘉麻市に対しふるさと納税を2回以上行っている。</p> <p>③ 嘉麻市が主催する移住関連イベントに参加した実績がある。</p> <p>④ 嘉麻市空き家バンク制度実施規程（平成30年嘉麻市告示第2号）の規定により移住している。</p> <p>⑤ 1年以上嘉麻市に居住していたことがある。</p> <p>⑥ 申請日から遡って1年以内に古処山キャンプ村又は足白農泊施設に2回以上宿泊したことがある。 [注] 両施設を各1回以上も可／連泊は1回とみなす。</p> <p>（イ）地域の担い手確保の要件（次のいずれか）</p> <p>① 農林水産業に従事</p> <p>② 嘉麻市誘致企業振興会の会員企業に就職</p> <p>③ 嘉麻市商工会又は嘉麻商工会議所の会員事業所に就職</p> <p>④ 嘉麻市内で起業（嘉麻市商工会又は嘉麻商工会議所に加盟）</p> <p>⑤ 嘉麻市内の酒造企業に就職</p>	
（就業の場合のみ記載） Aに該当する場合、①～⑤のうち活用したマッチングサイト又はマッチング支援にも○をつけてください。	A. 該当する	B. 該当しない
	<p>①福岡県移住・就業マッチングサイト</p> <p>②農林漁業就職応援サイト</p> <p>③eナースセンター</p> <p>④福岡県保育士就業マッチングサイト</p> <p>⑤介護の仕事の就職支援 （福岡県福祉人材センターによる紹介）</p>	

※各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

#### 4 移住元の住所

期間	住所
	〒
	〒
	〒

#### 5 東京23区への在勤履歴（東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）

※ 東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就業した者は、通学履歴も記載すること。

期間	就業先（通学先）	就業地（所在地）
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		

#### 6 就業時に活用した事業（次のうち、活用したものに○を付けてください。）

※就業（人材確保困難職種）、就業（自営農林漁業）の場合のみ記載

(1) 就職支援サイト等 ※就業（人材確保困難職種）の場合	
：	農林漁業就職応援サイト
：	e ナースセンター
：	福岡県保育士就業マッチングサイト「ほいく福岡」
：	介護の仕事の就職支援（福岡県福祉人材センターによる紹介）
(2) 農林漁業の人材確保支援策 ※就業（自営農林漁業）の場合	
：	農業次世代人材投資事業（経営開始型）
：	新規就農者育成総合対策（経営開始資金）
：	新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）
：	中山間地域活力創出推進事業
：	経営体育成総合支援事業

#### 7 移住後の生活状況（テレワークによる移住者のみ記載）

勤務先部署	
住所	〒
勤務先に行く頻度	週・月・年 回程度／行くことはない／その他（ ）

管理コード（嘉麻市使用欄）	
---------------	--

## ※添付書類

### 【必ず必要な書類】

- ①写真付き身分証明書の写し
- ②申請書（別紙を含む）
- ③移住元の住民票除票の写し  
（2人以上の世帯の場合の移住支援金を申請する場合は世帯員分を含む）
- ④戸籍の附票等、嘉麻市に転入する以前の5年間の居住地を証明するもの
- ⑤振込先が確認できる預金通帳又はキャッシュカードの写し  
（申請者本人名義のもの）

### 【場合により必要となる書類】

- ⑥就業先企業等の就業証明書、支援策活用証明書又は起業支援金の交付決定通知書の写し

<雇用される者として東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合>

- ⑦東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）  
※就業証明書を発行してもらえない場合、法定の退職証明書及び離職票でも可

<東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学していた場合>

- ⑧在学期間の分かる卒業証明書又は成績証明書等  
※条件不利地域：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村

<個人事業主で、東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合>

- ⑨開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）
- ⑩個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）

<人材確保困難職種の就職支援サイト等で農林漁業職、看護師等、保育士に就業した場合>

- ⑪指定の就職支援サイトから申し込みを行ったことが確認できる書類（申し込み完了メール等）

<人材確保困難職種の就職支援サイト等で介護職に就業した場合>

- ⑫福岡県福祉人材センターが発行した紹介状の写し
- ⑬介護施設等との雇用契約書等（期間の定めのない常勤の介護職員として雇用されたことが確認できる書類）の写し

<自営で農林漁業に就業した場合>

- ⑭人材確保支援策活用証明書（人材確保支援策の所管課又は団体が発行）

<関係人口で申請する場合>

- ⑮要件を満たすことを証する書類